

令和 6 年度総会

議 案 書

議案第 1 号 令和 5 年度活動報告及び
決算報告並びに監査報告について

議案第 2 号 新年度役員について

議案第 3 号 監事の選出について

議案第 4 号 令和 6 年度活動計画（案）
及び予算（案）について

奈良市自治連合会

令和5年度奈良市自治連合会活動報告 (1)

奈良市自治連合会は、令和5年度の基本方針として「**基盤組織である自治会の活動を支援し、活性化させるとともに、地域各種団体等と連携のもと、地域自治の仕組みづくりを進めよう**」を掲げ、地区自治連合会相互の連携を図り、その中心的存在として連合体機能を発揮しつつ、更なる「地域自治協議会」設立への取組を通して、各地区自治連合会から“頼りになる存在”となることを目指した。

また行政が抱える重要課題の解決に向かい必要に応じた取組を行なうなど、市との協働パートナーとしての役割を果たす活動を行った。

役員会・定例会のオンライン参加については、引き続き Webex（ウェベックス）を利用した。

少子高齢化と人口減少、住民意識の変化などにより、地域において基盤となる自治会の加入率低下、無関心住民の増加、各団体の会員数の減少、高齢化に伴う役員の担い手不足などが顕著になり、先行きが懸念される事態となっており、反面、防災防犯・福祉・教育・環境などの分野で地域に期待される役割が増しつつあり、地域内の活動体の連携や協働、新たな担い手の発掘などが必要となっている。

奈良市自治連合会の集合体から活動体への転換による、「**行動する市自治連合会**」となり、市とのイコールパートナーとしての参画と協働を推し進め「**存在感のある市自治連合会**」への変貌を進めていく。

◎奈良市自治連合会の専門部会の運営方法の変更及び活動

昨年度まで設置されていた「地域自治協議会検討委員会」を検討段階から一層の推進を図るべく、従来の三専門部会に加え新たに「地域自治協議会推進部会」を設置し、定例会冒頭に部会を開催する事とした。

【地域自治協議会推進部会】

自治連合会長と兼務しない地域自治協議会長にも委員として参加していただいた。

各地区での取組のツールとして「地域自治組織づくりマニュアル」改訂版の活用や「奈良市自治連合会だより」による各地区への広報など、組織づくりの機運醸成に努めてきた。

行政からの働きかけで無く、住民からの地域自治協議会組織の立ち上げでは先進的との評価をいただき、他市からの視察を受け入れ、情報・意見交換会及び出前講座を行った。

視察対応：6月 福井市自治会連合会 9月 上牧町自治連合会

11月 八幡市自治連合会 11月 宮崎市自治会連合会

出前講座：12月 川西町自治連合会 1月 王寺町町議会

【学校部会】【福祉部会】【防災防犯部会】

副会長が各部会長として、それぞれ3回の勉強の場を持った。定例会に組み入れて全員参加で実施することにより、地域差の解消や取組事項のスパイラルスキルアップを図ることができた。

開催に際して各部会は時期に即したテーマを速やかに決定し、詳細（スケジュール、取組等）を決定し、市関係部署との連携を図りながら担当部会の効率的な運営に当たった。

各専門部会の詳細は別途報告書を参照下さい。

◎自治会長研修会の実施

9月24日(日)市役所正庁に於いて開催、160名程度の参加をいただいた。市内の単位自治会長の半数以上が1年で交代する実情により、新任自治会長の研修の必要性が痛感されるため、各地区自治連合会での新任自治会長研修の開催を促し、新任自治会長研修の教材としても活用できる「自治会活動の手引き」を今年度も更新し各自治会長に配布した。

来年度は7月の開催を予定し新任自治会長のみならず参加者を集い、研修会等を通じて、一層の研鑽を重ね、自治会活動の活性化と自治会会員数の増加を目指すこととした。

◎奈良県自治連合会への参画

令和元年度から奈良県自治連合会に加入し、研修会・会議等の開催時は積極的に参加した。今後は、県のリードを期待する一方、行政間の広域化課題が増えつつある地域側にとっても、より一層の参画連携が必要になってくる。

奈良県防災士会の講師による、災害に備えることをテーマとした研修会や地域自治協議会設立への参考とするため、兵庫県朝来市与布土地域自治協議会への県外研修、脳活性化研修会、県主催自治会等連携支援モデル事業に参加した。

県自治連合会では「新しいまちづくり部会」「自主防災・防犯部会」が立ち上げられ、共通課題に連携して取り組むこととなった。

◎市長との意見交換会(地域ミーティング)の開催

イコールパートナーとしての参画と協働実現にむけて、長らく開催出来なかった「地域ミーティング」に代わり、「市長との意見交換会」としてブロック単位で開催した。各自治会から出た課題・問題をまとめ、行政担当部局に対応方法への回答を求め、今後の対応を引き続き求めていく。

◎地域課題解決に向けての「ワークショップ」実施

アンケートによって出された課題の解決に向けての方策として、定例会にてブロック単位でワークショップを実施。自分達で出来る事・行政にお願いするもの・行政と協働して進めるものに分類し、解決に向けて今後も考え、行動する連合会として継続審議していく。

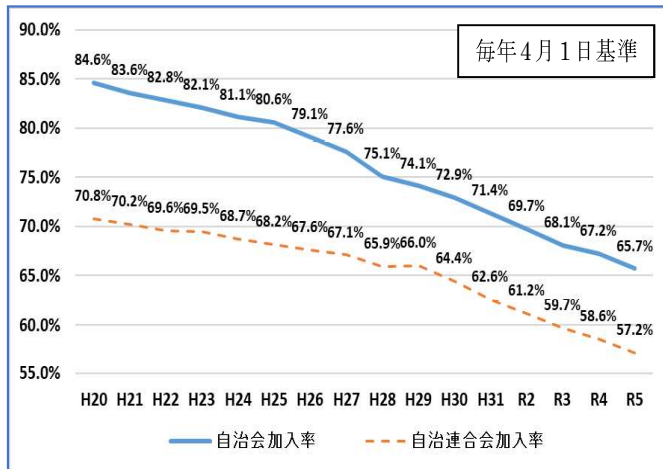
◎各種審議会への参画と情報共有及び行政への情報提供要請

各種審議会・委員会へ地域の立場から積極的に参画し意見表明を行い、会議内容を役員会・定例会等にフィードバックする他、事前に情報・意見の集約に努め会議に臨んだ。

市民生活に密接に関係する大きな問題については情報提供を要請すると同時に研修会や説明会を実施するよう働きかけた。

令和 5 年度 奈良市自治連合会 「地域自治協議会検討委員会・推進部会」活動報告

I. 過年度の総括（平成 25 年度から取り組み、道半ば）



左グラフは、奈良市における自治会と自治連合会の加入率推移である。

地域を支える基盤組織の加入率低下は、**地域コミュニティの力**が確実に弱まっていることを示している。

このままでは、地域コミュニティが担ってきた防災防犯・福祉・教育・文化・環境保全など様々な地域課題への対応力掌握力が低下していくに違いない。

このため、地域がまだ元気な今のうちに地域を支える多様な主体がまとまり、誰もが参画でき地域全体で対応する補完性の原則に基づく地域づくりが欠かせなくなった。

奈良市自治連合会は、この地域づくりの仕組みを「地域自治協議会」と呼称し、平成 25 年に「地域自治協議会検討委員会」（以下「検討委員会」と称す。）を設置して、仕組みの立ち上げと推進に向けて必要な調査検討を続け、設立機運の醸成に努めた。

この結果、奈良市の条例制定や準備段階と立ち上げ初期の財政的支援もあって、令和元年度に 11 地区、令和 2 年度に 1 地区、令和 3 年度に 2 地区が「地域自治協議会」を設立した。その後、設立への準備段階の地区はあるものの令和 4 年度に設立地区の誕生はなく、令和 5 年度に至り 2 地区が立ち上げ奈良市自治連合会の 3 分の 1 にあたる 16 地区に「地域自治協議会」が設立された。

市の支援策として、令和 3 年度から「地域自治協議会」への「立ち上がり支援交付金」に併せ自治連合会、自主防災防犯組織への交付金一括化が実現し、また、令和 4 年度から「地域自治協議会」の持続的発展へ、市からの支援金や事業の継続支援があった。

続いて、令和 5 年度にかけて設立要件の見直しや市地域コーディネーターによる地域自治協議会のプレゼンスの向上と設立推進に向けた取組が続けられた。

こうして、平成 25 年度から地域先導型で取り組んできた奈良市の「地域自治協議会」設立への取り組みは 10 年を経過したが、未だ”道半ば”と言わざるをえない。

II. 令和 5 年度の活動状況（市との連携による取組のあらまし）

1. 「検討委員会」から、全員参加の「推進部会」へ

地縁組織が衰えるなか、地域コミュニティの再生と活性化は焦眉の課題である。

このため、次なるステージの推進段階へ平成 25 年度から続いた「検討委員会」を市自治連合会会則の専門部会として位置づけ、全地区参加による「推進部会」に改めて、毎月の定例会に組み込んで開催し後続地区の進展を促すこととした。

しかし、令和 5 年度は、次のとおり市との連携のもと設立への支援策を講じ機運醸成のグラウンドづくりに注力したが、目に見える具体的な進展はなかった。

2. 地域の実態に合せ、自治協議会設立要件の見直し

新たに設立のための準備会結成が進んでいないことから、協議の結果、令和5年度に市規則に定める地域自治協議会の設立要件の見直しが行われた。

「届出済の自治会の半数以上」の規定を、自治会の数のみでなく住民の世帯数も考慮した基準に変更。また、構成団体は『「地区自治連合会を必須」とし、社協・民児協・自主防については原則として参加し地域を代表すると認められる組織であること。』に改められた。だが、令和5年度は準備会の新たな申し立てや出前講座の呼びかけはなかった。

3. 市コーディネーターによるプレゼンス向上

令和5年から市地域コーディネーターによる地域自治協議会のプレゼンスの向上と設立推進に向けた取組が積極化された。

取組項目として－①主要4団体への啓蒙活動 ②地区自治連合会への聞き取り調査 ③市職員への啓発活動として職員研修や職員ポータルを用いた周知啓発－などであり、行政を挙げて地域と向き合う態勢整備が急がれる。

4. 設立に関する課題などについて中川名誉教授と対談

これまで「検討委員会」で討議していた総まとめとして浮かび上がってきた『設立に関する課題』などへの対応について、学識経験者からコメントをいただくことにした。

令和5年5月に帝塚山大学の中川名誉教授を招き対話形式で開催し、その動画映像を検討委員会で上映するとともに、動画短縮版を作成し、立ち止まった状況から一歩でも歩む行動につながることを期待した。

5. 設立地区からの取組状況報告を受け、懸念払拭へ

「検討委員会」は令和5年6月の市連合会定例会から専門部会の「推進部会」として再出発し、まず設立準備段階の各地区から取組状況の報告を受けた。（開催状況参照）

その後、推進部会は、地域自治協議会設立のメリットや懸念される事項の解決策などを明らかにする必要を感じ、設立地区からの取組状況の報告を受けることにした。

6. 市事業のアウトソーシング、協働事業は進展せず

「しみんだより等広報紙配布事業」の例のごとく行政事業のアウトソーシングについて、過ねて設立地区から提案事業の提出を求め市へ検討を依頼し、俎上に乗せて協議を続けているものの目立った進展はなかった。「地域で出来ることは地域で」との考えで臨んでいるが、市職員のマインドと縦割り行政の限界を感じざるを得ない。

7. 市協働のまちづくり庁内検討委員会へ出席し発言

令和6年2月、1年ぶりに「協働のまちづくり推進庁内検討委員会」が開催された。

これまでの取組過程で行政のスタンスや本気度をいぶかる声があり、地域自治協議会への行政の向き合い方如何が各地区の取組に影響していることは否めない。

このため、会議の席上で「地域が衰退すれば困るのは行政。縦割りを解消し全庁的に取り組むべき。物価や人件費が高騰し交付金を増やさないと活動の質や頻度が低下する。まちづくりは、ハード面だけでなく、人と人とのつながりや支え合いを生み出す社会関係資本の形成充実が不可欠である。」と訴えた。今後の行政側の行動変容を待ちたい。

令和5年度 地域自治協議会検討委員会・推進部会 開催状況

型式	開催期日	議 事 概 要	備 考
検討委員会	R5.4.19	1. 検討委員会R4活動報告・R5活動計画について説明	市から「設立要件の見直し」について説明
		2. 地域自治協議会推進部会としての会則の説明	
		3. 今後の進め方、共通する課題などについて議論	
対談	R5.5.12	1. 中川幾郎 帝塚山大名誉教授を招き「設立に関する課題」などについてコメント	
検討委員会	R5.5.24	1. 4月定例会での発言事項に対する見解等について説明	推進部会への移行につき総会で承認
		2. 5.12の中川名誉教授との対談状況の動画を上映	
推進部会	R5.6.21.	1. 推進部会の会則制定及び部会長・副部会長の選任	部会長;吉岡 副部会長;作間 6.23福井市自治会連合会が視察
		2. 共通する課題への見解などについて対談要旨を説明	
		3. 市コーディネーターから設立に向けた取組の中間報告	
		4. 市から設立要件に係る規則改正について説明	
〃	R5.7.19	1. 設立準備段階の地区から取組状況報告 (西大寺北・六条校区・平城・富雄南・鶴舞・田原)	西大寺北地区が15番目の設立認定 中川名誉教授との対談動画短縮版完成
		2. 各地区自治連合会役員へのヒアリング報告(仲西CN)	
		3市依頼;設立に向けた地区の取組状況に係る調査表	
〃	R5.8.16	1. 自治会長研修会への地域自治協議会に係る要旨説明	9.9上牧町自治連合会が視察 田原地区が16番目の設立認定
		2. 自主防災防犯(協)会長へのアンケート結果報告(川尻CN)	
〃	R5.9.20	1. 田原地区から地域自治協議会設立への取り組み報告	9.24自治会長研修会
		(地区の現状・設立趣旨・取組・地域組織の展望etc)	
〃	R5.10.18	1. 設立地区からの取組状況報告(学園南・大安寺西)	11.6八幡市自治連合会が視察 11.29宮崎市自治会連合会が視察
〃	R5.11.15	1. 設立地区からの取組状況報告(左京・佐保台)	
〃	R5.12.20	1. 設立地区からの取組状況報告(済美・済美南)	12.8川西町自治連合会へ出前講座
		2. 県連合会による朝来市与布土地区への視察報告	
〃	R6.1.17	1. 設立地区からの取組状況報告(平城西)	1.11王寺町議会へ出前講座
		2. 王寺町議会議員勉強会への出前講座概要報告	
〃	R6.2.21	1. 設立地区からの取組状況報告(佐保・二名・朱雀)	2.19庁内検討委員会へ出席
		2. 奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会報告	
		3. 市作成;自治協議会設立促進パンフレットの配布	3.6地域コーディネーターとの進め方協議
〃	R6.3.19	1. 設立地区からの取組状況報告(明治・奈良帝塚山)	地域自治組織づくりマニュアル更新作成
		2. 市コーディネーターから設立に向けた取組の報告	
		3. 令和5年度検討委員会・推進部会の活動状況のまとめ	

(2024.3.19. 吉岡)

令和5年度 学校部会 活動報告

第1回 7月19日(水)

テーマ： 『奈良市の不登校支援について』

～不登校対応から多様な学び支援へ～

- * 奈良市の不登校支援の状況について
 - ・不登校の主な要因
- * 不登校支援の方向性について
- * 奈良市の多様な学びについて
 - ・誰一人取り残さない多様な学びの選択肢
 - ・子どもや保護者のニーズに合った多様な支援
- * 奈良市の不登校支援について
 - ・児童生徒への支援
 - ・保護者等への支援

第2回 10月18日(水)

テーマ： 『通学路の安全確保に対する取り組みについて』

- * 通学路交通安全プログラム フロー
 - ・国土交通省 ⇄ 文部科学省 ⇄ 警察庁
- * 通学路の安全対策実施のための事務手続きの流れ
 - 3月～9月下旬。 次年度～
 - ・危険箇所の抽出➡対策案のとりまとめ ↗短期的対策
↘中期的対策 . . . →
- * 通学路交通安全プログラム進捗率(令和5年8月末時点)
- * 通学路の安全に対する取組
 - ・学校安全計画について
 - ・学校における危険箇所の分析と管理
 - ・通学路の設定と安全確保
 - ・交通事故防止のための安全確保
 - ・通学路合同点検を実施するための要件について

第3回 11月15日(水)

テーマ： 『地域教育協議会と学校運営委員協議会について』

- * 地域と学校の連携がなぜ必要か
- * 地域教育協議会と学校運営協議会の違い
- * 地域教育協議会について
- * 学校運営協議会について
- * 地域ぐるみで子どもたちを育てるために
- * 地域教育協議会と学校運営協議会が効果的に進まないのは、なぜか？
{地域教育協議会と学校運営協議会の違いは？}

地域教育協議会と学校運営協議会を一緒にできないのか？

答え △ *基本的には✕

設置形態や役割の明確化等の条件が揃えば ○

* 奈良市の学校運営協議会の現況

* 地域教育協議会と学校運営協議会を一緒にできる条件とは？

地域教育協議会と学校運営協議会の理想のあり方(案)

【参考】

〔令和4年度 地域学校支援部会〕

- ① 地域教育協議会と学校運営協議会について
- ② 通学路の安全確保(学童見守りに助成金を)
- ③ 教職員の働き方改革と地域の関わりについて

〔令和3年度 地域学校支援部会〕

- ① 奈良市教育委員会事務局について
- ② 不登校の現状について
- ③ 市立一条高等学校附属中学校について

以上の如く毎年教育関連課題については各地区連合会から切実な問題提起があり都度関連部署から貴重な資料提供を受けてきております。

課題に対する奈良市自治連合会としての取組 「なぜ？・どうすれば？・まずやってみる」

これを繰り返し課題解決に向けた取組を粘り強く継続する必要があるとの市連合会長のご指摘通り実践する必要があると考えます。

今年度部会開催時 行政からの説明後での各種質問に対して、各方面にご迷惑おかけしましたが今後の検討課題として、行政との担当部署との合同会議を必要に応じて開催すべきだったと思っています。

福祉部会の令和5年度振り返り

◎令和5年8月16日 市社会福祉協議会

地域における困りごと・課題の相談先

【地域支援】生活支援コーディネーター

地域に根差し活動しながら、地域の特性や課題を把握し、サービスの開発や担い手の発掘・育成、ネットワークづくり、ニーズと取組のマッチング。

東エリア拠点：奈良市ボランティアセンター（93-3294）

西エリア拠点：鳥見ふらっと（93-3741）

【高齢者個別支援】地域包括支援センター（市内13か所）

介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」

専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じており、介護保険の申請窓口。

【その他】

障害者支援、生活困窮者支援、子育て支援

・地域課題を地域ネットワークで協力して解決に向けて取り組む＝地域福祉

○地域包括支援センターの仕事

自立支援・総合相談・地域活動・権利擁護

◎令和5年12月20日 市社会福祉協議会

児童福祉(学校と福祉の連携)

令和4年度の不登校児童生徒の状況

全国 3.2% 奈良県 3.3% 奈良市 3.8% 839人

引きこもり

若年層（15～39歳）1,420人 中年層（40～64歳）1,702人 3,122人

生活支援コーディネーターとして地域と協働で見守っていく。

子どもの居場所づくり

- ・ニーズに合った居場所
- ・子どもの気持ちに寄り添った居場所
- ・地域で取り組む居場所
- ・定期的に行きやすい居場所
- ・気軽に行ける居場所

◎令和6年1月17日 奈良市産業政策課

奈良市買い物支援ネットワーク

移動販売を行う民間事業者・市社会福祉協議会や地域包括センター等とともに、令和2年9月より「奈良市買い物支援ネットワーク」を立ち上げ、日常の買い物に困っている方への支援を行っている。

- ・ならコープ
- ・セブンイレブン・ジャパン
- ・近商ストア（とくし丸）
- ・ダイエー
- ・関西スーパーマーケット（とくし丸）

UR コミュニティ奈良住まいセンター、市社会福祉協議会、奈良市包括支援センター、奈良市以上9者にて毎月会合を持っている。

情報を共有し現在160か所公費を投入することなく、消費者と販売業者とのマッチングは成り立っている。

※これからも生活弱者に対する困りごとについて、次年度も福祉部会では取り組んでいく予定です。

以上（文責 堂上）

[第 1 回] 令和 5 年 6 月 21 日(水)

令和 5 年度避難行動要支援者について〈説明者 福祉政策課〉

福祉政策課から避難行動要支援者名簿の手引きをもとに説明があった。そして、指摘の多かった要支援者名簿の修正漏れを整理し、事務作業の簡素化に取り組み、いくつかの改正を行った。個別計画の様式 13 については現行では細かく記載しないといけないことになっているが、今年度見直しをしたいと思っている。今後も課題と向き合い、より良いものにしていきたい。

作間会長からは、自主防災組織の会長と自治会長とに面識がない場合がある。自治連合会長が自治会長から相談を受けた際はサポートしていただきたい。

《意見》名簿を受け取っても活用されないことが多いと聞いている。また、自治会未加入の要支援者名簿登載者を訪問すると門前払いになることがある。

《回答》手引きを参考に地域における避難訓練や日常の見守りなどに活用いただければと思う。危機管理課とも協議しながら皆様にお示しできればと考えている。

[第 2 回] 令和 5 年 9 月 20 日(水)

侵入窃盗の現状と対策について〈説明者 奈良県警察本部刑事部捜査支援分析課〉

手口と対策について実演とともに説明があった。新型コロナが 5 類になり留守の機会が増えたこともあり、侵入窃盗が増加している。深夜に事業所に侵入する組織的な窃盗もある。侵入の手口は窓ガラスをドライバーなどで割る、ドアの外側からサムターンを回して開錠するなど様々だが、ホームセンター等で販売されている防犯グッズを活用することで侵入を防げる場合もある。

[第 3 回] 令和 6 年 2 月 21 日(水)

令和 6 年能登半島地震発生に伴う職員による派遣活動報告

〈説明者 危機管理課、健康増進課〉

危機管理課から、奈良市における石川県七尾市への支援状況、支援計画、他自治体への救援物資、先遣隊による支援活動等報告があった。

健康増進課からは、能登半島地震における保健師派遣の活動について、保健師派遣の概要、活動状況等報告があった。

《質問》保健師は装備品としてどのような物を持参したのか。

《回答》血中酸素濃度計、血圧計、体温計などが主な装備品。病院の看護師は看護に特化するが、保健師の方は公衆衛生ということで、健康に過ごされているか、不便を感じる状況に陥っていないか、などを聞き取る役割を担っていた。

《質問》奈良市あるいは危機管理課として、今回の取り組みを今後どのような活動に活かしていこうとしているのか。

《回答》被災地に派遣した職員を対象に市が実施したアンケートに、被災地の現状把握に繋がる意見等が多く寄せられている。今後、災害の対応に反映していきたいと考えている。市が策定している奈良市業務継続計画、奈良市災害時義務計画等においても、今回の地震における教訓や経験を活かし見直しを図っていききたいと考えている。

令和5年度奈良市自治連合会活動報告（2）

年	月	日	曜日	開始時間	事業内容	会場
令和5	4	5	水	午前9時30分	役員会	市庁舎北棟6階 602会議室
		19	水	午後1時00分	定例会（会長選出）	市庁舎地下1階 B1会議室
		26	水	午前9時30分	新旧役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
	5	2	火	午前9時30分	役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
		24	水	午後1時00分	定例会	はぐくみセンター9階 大講座室
				午後4時00分	総会（前年度活動報告及び決算報告、監査報告、新年度役員の承認、監査の選出、新年度活動計画及び予算）	
				午後5時30分	懇親会	
	6	7	水	午前9時30分	役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
		21	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室
	7	5	水	午前9時30分	役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
		19	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室
	8	2	水	午前9時30分	役員会	市庁舎北棟6階 602会議室
		16	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室
	9	6	水	午前9時30分	役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
		20	水	午後1時00分	定例会 「自治連合会だより」第33号発行	市庁舎地下1階 B1会議室
	10	4	水	午前9時30分	役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
		18	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室
	11	1	水	午前9時30分	役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
		15	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室
	12	6	水	午前9時30分	役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
		20	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室
令和6	1	5	金	午前9時30分	役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
		17	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室
				午後5時00分	新年懇親会	奈良ロイヤルホテル 朱雀の間
	2	7	水	午前9時30分	役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
		21	水	午後1時00分	定例会 「自治連合会だより」第34号発行	市庁舎地下1階 B1会議室
	3	6	水	午前9時30分	役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
		19	火	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室

令和5年度 奈良市自治連合会 会計決算

【 収入の部 】

単位：円

科 目		予 算 額	決 算 額	備 考（算定根拠）
前 年 度 繰 越 金		619,120	619,120	令和4年度から
市 交 付 金	事 業 経 費	984,000	984,000	
	人 件 費	1,000,000	999,025	事務局臨時職員給与
連 合 会 費		490,000	490,000	@10,000円×49地区
参 加 負 担 金		448,000	766,000	懇親会 390,000円 (@8,000円×48名・@6,000円×1名)
		448,000		新年懇親会 376,000円 (@8,000円×44名・@6,000円×4名)
雑 収 入		10	20,012	預金利息等・川西町自治連合会講演会講師謝礼
合 計		3,989,130	3,878,157	

【 支出の部 】

単位：円

会議費	会 議 時 賄 費	55,000	57,960	定例会・役員会等会議時お茶代
	ブロック会議費	30,000	2,246	1ブロック
	総 会 ・ 懇 親 会	448,000	404,000	会場費・飲食代
	新 年 懇 親 会	448,000	376,000	会場費・飲食代
活動費	部 会 活 動 費	150,000	30,000	講師謝礼等
	研 修 費	150,000	0	
	旅 費	20,000	6,510	市外出張旅費
広報費	連 合 会 だ よ り	600,000	607,233	印刷代・送料・宛名ラベル(33、34号発行)
	活 動 の 手 引 き	350,000	337,249	印刷代・送料・宛名ラベル(令和5年度版発行)
	地域自治協議会広報資料	120,000	90,200	地域自治協議会マニュアル
人 件 費		1,000,000	999,025	事務局臨時職員給与
労 働 保 険 料		14,000	12,489	事務局臨時職員労働保険料
通 信 運 搬 費		20,000	11,999	会議資料等送料・銀行振込手数料
消 耗 品 費		150,000	187,252	会議資料作成消耗品費等・徽章代
備 品 費		0	0	
県自治連合会	会 費	90,000	90,000	年会費
	表 彰 式 負 担 金	40,000	40,000	表彰式負担金
	県 外 研 修 参 加 負 担 金	35,000	50,000	県外研修参加負担金
弔 慰 見 舞 金		10,000	0	
予 備 費		259,130	0	
合 計		3,989,130	3,302,163	

収入金額－支出金額 ＝ 575,994 円(通帳残高)

575,994 円を令和6年度へ繰り越し

監 査 報 告 書 写 し

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和5年度の活動及び会計の執行に関する監査結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、会長以下役員と意思疎通をはかるとともに役員会等に出席し、活動及び会計の執行状況を把握してまいりました。

さらに、活動年度に係る活動報告書及び会計報告書並びに関係書類について担当役員から報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど調査検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 活動報告書及び関係書類の監査結果

活動の執行状況を正しく示しているものと認め、特に指摘すべき事項はありません。

(2) 会計報告書及び関係帳簿並びに証拠書類等の監査結果

出納検査上の数字はいずれも符合し、その支出は適正なものと認めます。

令和 6 年 4 月 24 日

奈良市自治連合会

監事 戸村 義弘

監事 大谷 廣信

令和6年度 奈良市自治連合会役員名簿

役職名	ブロック	地区名	会長名	住 所	電話
会 長 ブロック長	北 部	朱 雀	作間 泉		
副会長	南 部	明 治	野口 隆身		
副会長 ブロック長	中部Ⅰ	済 美	池口 光隆		
副会長	西北部Ⅰ	東登美ヶ丘	河野 良彦		
副会長 ブロック長	南 部	辰 市	土井 実		
事務局長	中部Ⅰ	済美南	長谷川 憲二		
会 計	西南部Ⅰ	都 跡	堂上 健次		
ブロック長	中部Ⅱ	大安寺西	古谷 頼和		
ブロック長	西南部Ⅰ	伏 見	山口 誠		
ブロック長	西南部Ⅱ	学園南	温井 久男		
ブロック長	西北部Ⅰ	鶴 舞	階戸 幸一		
ブロック長	西北部Ⅱ	富 雄	大谷 廣信		
ブロック長	東 部	田 原	北森 雅人		
ブロック長	都 祁	吐 山	大西 均		
監 事	西北部Ⅱ	富 雄	大谷 廣信		
監 事	西南部Ⅱ	学園南	温井 久男		
相談役	中部Ⅱ	大 宮	吉岡 正志		
相談役	中部Ⅱ	大安寺西	梅林 聰介		

<議案第3号>

令和6年度奈良市自治連合会名簿(○印 監事候補者)

ブロック	地区名	会長名	住 所	電話番号	備考
中部Ⅰ (5地区)	飛 鳥	平島 幸徳			
	済 美	池口 光隆			
	済美南	長谷川 憲二			
	鼓 阪	平野 康隆			
	佐 保	岡崎 忠直			
中部Ⅱ (4地区)	椿 井	尾形 季久雄			
	大 宮	長本 晶夫			
	佐保川	金野 秀一			
	大安寺西	古谷 頼和			
南 部 (6地区)	東 市	南浦 實			
	明 治	野口 隆身			
	辰 市	土井 実			
	帶 解	六十谷 進			
	精 華	吉崎 弘俊			
	大安寺	市川 恵一			
西南部Ⅰ (7地区)	伏 見	山口 誠			
	伏見南	福田 順登			
	西大寺北	坂本 章弘			
	六条校区	舩川 隆雄			
	あやめ池	高西 信治			
	都 跡	堂上 健次			
	平 城	井村 誠之			
	学園南	温井 久男			○
西南部Ⅱ (4地区)	富雄南	上谷 勝			
	奈良 帝塚山	小嶋 勉			
	学園三碓	頭川 訓子			
	登美ヶ丘	武智 一記			
西北部Ⅰ (4地区)	東登美ヶ丘	河野 良彦			
	平城西	ニック キャンベル			
	鶴 舞	階戸 幸一			
西北部Ⅱ (4地区)	二 名	畝山 政男			
	青 和	日夏 寛次郎			
	富 雄	大谷 廣信			○
	鳥 見	山田 昌彦			
東 部 (6地区)	田 原	北森 雅人			
	柳 生	中窪 忠司			
	大柳生	東浦 光昭			
	東 里	佐野 勝彦			
	狹 川	東田 和臣			
	月ヶ瀬	紙家 光郎			
北 部 (5地区)	神 功	朝田 眞史			
	右 京	中嶋 一樹			
	朱 雀	作間 泉			
	左 京	田中 明			
	佐保台	川本 了造			
都 祁 (4地区)	並 松	長山 誠也			
	吐 山	大西 均			
	都 祁	福井 英志			
	六 郷	森田 公良			
	(大 宮)	吉岡 正志			
	(大安寺西)	梅林 聰介			

令和6年度 奈良市自治連合会活動計画（1）案

＜令和6年度基本方針＞

「基盤組織である自治会の活動を支援し、活性化するとともに、
地域各種団体・行政と連携のもと、地域自治の仕組みづくりを進めよう」

奈良市自治連合会は、地区自治連合会相互の連携を図り、その中心的存在として連合体機能を発揮しつつ、更なる「地域自治協議会」設立への取組を通して、各地区自治連合会から“頼りになる”存在となることを目指す。

また、各地区自治連合会や行政が抱える重要課題の解決に向かって必要に応じた取組を行うなど、イコールパートナーとしての役割を果たすこととする。

少子高齢化と人口減少、住民意識の変化などにより、地域において基盤となる自治会の加入率低下、無関心層の増加、各団体の会員数の減少、高齢化に伴う役員の担い手不足などが顕在化し、先行きが懸念される事態となっている。

反面、防災防犯・福祉・教育・環境など多くの分野で地域に期待される役割が増しつあり、地域内の活動体の連携や協働、新たな担い手の発掘などが必要になっている。

その対応策として取り組んできたのが地域自治の仕組みづくりであり、地域の活動体である各種団体が元気な今のうちに参画することにより、様々な能力やノウハウが活かされるだけでなく、住民自らの手で地域の将来像を描き、その課題を見つけ解決していくことこそが、真の地域コミュニティの活性化につながるに違いない。

令和6年1月の能登半島地震においても明らかなように、災害支援の対象は、自治会員のみにとどまらず、非会員も含めた地域住民総てであり、防災防犯・福祉・教育・住環境などについて、オール地域でしっかり協議し対処することが必要不可欠である。

このような意味においても、非会員も含めた地域の総ての構成員を対象とする「地域自治協議会」の設立は、非常に有効な方策であると考ええる。

このため、市との地域づくりに関する協議に加え、「地域自治協議会」設立に向かって、各地区への支援及び機運醸成策の促進に努めるとともに、設立された地区に対しては持続発展のための見通しを立てるなど、次なるステージへの歩みを確かなものにしていく。

また、奈良市自治連合会は、集合体から活動体への転換による“行動する市連合会”を掲げ、地域課題の解決を優先課題とするとともに、市民の代表であるとの立場から、行政施策への参画と協働を推し進め「存在感ある市連合会」を目指すこととする。

なお、引き続き、奈良県自治連合会に参画し、今年度も県レベルでの地域自治活性化に先駆的役割を果たすべく寄与・貢献していくものとする。

＜重点方針と活動計画＞

1. 「地域自治協議会」の設立及び推進へ、諸施策の促進

(1) 「地域自治協議会推進部会」のあり方と市との協議

「地域自治協議会推進部会」は、主管部署を中心とした市職員の参加を求めて毎月定例会時の全体会議の中で開催してきたが、今年度は変更する。

今年度から「推進部会」は、進捗段階ごとに取り組むべき課題も異なってきたので、定例会から役員会終了後に開催を変更し、設立地区・準備地区及び希望する後続地区による参加で、取組状況に応じグルーピングをし、さらなる具体的な協議検討内容の充実をはかることとする。

そして、これらの会議での協議経過は、定例会等において「推進部会」部会長が報告し、各地区自治連合会長の共通認識を高めて牽引力の発揮を期待する。

地域づくりに関し各地区が抱える多くの課題について、市は受け皿となる「地域自治協議会」（プラットフォーム）と具体的にどう向き合うのか問われており、市幹部と「推進部会」メンバーによる協議を続行しタイムリーな対応と態勢整備を促す。

なお、令和6年度以降も「立ち上がり支援交付金」経過後について、市から「運営及び自主的・自立的なまちづくり事業に関する交付金」として、同レベルの支援を継続し地域自治協議会継続的発展の見通しを立てることができる。

しかしながら、昨今の物価や人件費の高騰による活動・事務経費の増大等で、現在の支援では賄いきれなくなっていること、また、他府県行政の支援に比べ見劣りしている状況に鑑み、令和7年度に向けて交付金等の増額を求めていく。

また、各地区の活動拠点の確保・整備については、地域がまとまっていくための重要な施策であるため、難度が高く時間を要する地区について所管部署はもとより奈良市としての決断を引き続き求めていくこととする。

(2) 推進部会委員による市議会議員との対話による連携

推進部会委員による市議会議員との対話活動として市議会各会派へ「推進部会」の取り組み状況を説明する機会を設け、新たな地域自治の仕組みとコミュニティ再生のため「地域自治協議会」の意義や目的とその進め方について、まちづくりの同伴者として理解浸透に努め協力を得るものとする。

(3) 各地区への支援及び設立への機運醸成策の促進

地域自治協議会の設立に向けての機運醸成は徐々に進んできたが、依然として地区間に温度差があるため、機運醸成への活動を引き続き実践する。

① 「設立地区」については、市からの継続的支援が明らかになったので、仕組みの定着と活動を軌道に乗せるために、見えてきた課題の共有や解決への相互研修に努め持続可能な仕組みへの相乗効果を狙うこととする。

そして、しみんだより等広報紙配布などの受託事業の成果や相互研修の結果をつまびらかにするなど後続地区への先導役を果たすこととする。

② 「準備会設置地区」について、まずは地区内で情報交換と課題解決のため議論を行い着実な進展を図りつつ「地域自治協議会」の設立を目指す。

「推進部会」では、設立地区の課題や実施報告など随時に進展度合いに応じた地区間の協議の場を設けるなどして、設立へ課題解決のための取り組みを進める。

- ③ 地域内の各種団体が同じテーブルにつくなど連携し、地域の目指すべき将来像、課題や地域の個性を明らかにし共通理解を得ておくことが取り組みへの前提であり、そのための活動が欠かせない。後続する地区或いは立ち止まっている地区に対しては、「推進部会」への参加を促すとともに地区からの要請にもとづいて出前講座やワークショップなどを開催する。

また、設立に向けての支援を、行政とともに個別に対応することとする。

- ④ 「地域自治組織づくりマニュアル」の改訂版の活用や「パンフレット」の制作提供、「奈良市自治連合会だより」による広報、主要4団体役員や地域の担い手の方々を対象としたセミナーの継続開催、「市長との意見交換会」の活用など、多面的な活動を展開するものとする。

(4) 行政の「地域自治協議会」設立推進に対する取組

令和4年度後半から、「奈良市市民参画及び協働のまちづくり推進庁内検討委員会」を始め、市地域コーディネーターによる各部への啓発、地域主要団体への説明、地区自治連合会へのヒアリング等を継続して行っている。

令和5年度は設立要件の見直しなどを実施したが、今後は、更に地域自治協議会のプレゼンスの向上と設立に向けた取組を一步踏み込んで進める。

2. 奈良市自治連合会の運営改善

(1) 役員分掌業務の明確化と活性化

会長・副会長はじめ各役員について、その分掌業務を明確にし、各役員がそれに沿って自発的・積極的に職責を果たすなど集団で運営する体制を進めることとし、奈良市自治連合会としての協議体機能を最大限発揮させる。

(2) ブロック会議の推進と課題の共有

ブロック長は、ブロックのメンバーが各地区で抱える課題を共有できるように努め、課題解決に向けて、ブロック内で協議する。

また、より一層のブロック会議を活性化させ情報や意見交換など交流の場をもち、課題等を定例会で報告することにより、全地区で共有・検討できる課題について奈良市自治連合会として取り組む。(次の(3) 専門部会のテーマにも発展する)

(3) 専門部会の設置と効率的な運営

今年度は「学校部会」「福祉部会」「防災防犯部会」の3部会を廃止し、専門部会については「地域課題検討部会」「地域自治協議会推進部会」の二本立てで運営する。

新たに、アンケートやワークショップで出た地域課題を中心に、市の関係各課とともに具体的に協議するために「地域課題検討部会」を新設する。

開催に際しては、定例会に組み入れて全員参加で毎月開催とし、地域課題に即した部会テーマを速やかに決定するとともに、部会長を選任し、部会長は開催の詳細（スケジュール、取組等）を決定し、部会の効率的な運営にあたる。

(4) 自治会長研修等研修の場の検討・設定

各地区自治連合会会長は、1年交代が多くなった新任単位自治会長などへの研修会等を通して、各自治会長の一層の研鑽を重ね、自治会活動を活性化し自治会加入会員数の増加を目指す。

今年度も新任自治会長研修の教材として活用できる「自治会活動の手引き」を更新し全自治会長に配布するが、さらに、7月7日（日）には全市的な「自治会長研修会」を開催する。また、ブロック別セミナー等の開催についても随時検討し各地区の取組を支えていくこととする。

(5) 自治会活動の推進に関する取組調査およびワークショップの活用

アンケートでの単位自治会、地区自治連合会の取組事例に加えて、令和5年度に開催したワークショップで抽出したそれぞれに抱える多くの課題・市自治連合会として取り組むべき事項やご意見を、市自治連合会で検討し、地域活動活性化の一助になるよう熟議し実行に移していくものとする。

(6) 奈良県自治連合会に参画するとともに、県レベルでの取組事例を報告に挙げ、地域自治の活性化に寄与する。

また、研修会・会議等にも積極的に参加し広域的な視野から取組を行う。

3. イコールパートナーとしての参画と協働

(1) 行政が抱える諸課題についての取組

① 行政が抱える全市民的な重要課題について関心を高め、状況把握のうえ市民目線で進捗のための取組を引き続き行う。

② 行政課題への計画段階からの参画と協働については、「市民参画及び協働によるまちづくり条例」の理念を实践すべく行政側にも遂行を促し、“地域で出来ることは地域で”の考えのもとに“頼りになる”存在となることを目指していく。

(2) 「市長との意見交換会」の開催

今年度は、実行可能な場合は小学校区単位で開催し、市との情報交換と共有をより密にする。また、市連合会「地域課題検討部会」で議論し解決に導いていく。

(3) 各種審議会への参画と情報共有

各種審議会、委員会へ地域の立場から積極的に参画、意見表明し、会議の内容を役員会、定例会等にフィードバックし情報共有するほか、時には意見集約し会議に臨む。

また、会議スケジュールの明確化と早期の通知及び資料の提供を市に要請する。

(4) 専門部会と行政の担当部署との合同会議の開催

専門部会で検討する事柄に関して、随時、行政の担当部署と会議の場を設け相談・調整等、事前協議をする。

必要に応じ、意見交換や提案を行うことを狙いとして行政の担当部署に部会へ参加を求め合同会議を開催することとする。

以上

令和 6 年度の地域自治協議会推進部会の取組（案）

令和 5 年度は、2 地区が地域自治協議会を設立し 16 地区になったが、まだ“道半ば”であり、また準備会設立の申請や出前講座の要請はなく、停滞状態だった。

令和 6 年度は、この局面を打開していくため、設立地区からのメッセージを全地区に伝えるなど機運醸成策を強め、以下のとおり取り組むものとする。

<地域自治協議会推進部会>

地域自治協議会推進部会の会則第 7 条にもとづく会議を、毎月の役員会開催日に併せて招集し調査研究及び協議を行う。役員会終了後の 15 時 00 分開始を目途とする。

その結果を、同月の定例会の専門部会報告事項として、部会長から報告する。

〔会則第 7 条 推進部会の会議は、部会長が招集し、その座長となる。〕

2 推進部会は、奈良市自治連合会の定例会又は役員会に併せて招集する。

3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。〕

<設立地区による会議>

設立地区の組織の定着と活動の維持発展が不可欠であるため、設立地区による推進部会を招集し、設立によるメリットや出てきた課題、その解決策などを議論するほか、必要により行政への提言を行うこととする。

また、会議の内容を定例会で報告することにより、後続地区の取組促進を促す。

この会議には、設立地区から協議会長及び連合会長、設立準備地区から連合会長が出席、行政から地域づくりコーディネーターの出席を求め、説明又は意見を聞くこととする。

<スケジュール>

4 月定例会＝準備段階地区から経過報告（六条校区・平城・富雄南・鶴舞の各地区）

5 月定例会＝地域自治協議会とは（自分たちのまちは、自分たちの手で）PPT 説明

6 月以降の推進部会＝設立 16 地区の自治協議会長及び自治連合会長、

並びに設立準備 4 地区の連合会長による会議

開催月	会議テーマ例	開催月	会議テーマ例
6	設立経過と現状、メリット - 1	11	活動計画（手順・役割分担）
7	設立経過と現状、メリット - 2	12	組織、陣容、意思決定、担い手
8	出てきた課題、解決策 - 1	1	財務（資金繰）、公聴・広報
9	出てきた課題、解決策 - 2	2	市との協働事業ほか
10	中間まとめ、行政への提言	3	年間まとめ、次年度への展開

<出前講座ほか機運醸成策>

①市自治連合会役員と地区のキーマンと、設立の意義などについての懇談の場をもつ。

②地区からの要請に応じ出前講座を実施し、市地域づくりコーディネーターに同行願う。

③7 月 7 日開催予定の自治会長研修会で、地域コミュニティづくりについて説明する。

<行政との協働態勢>

市地域づくりコーディネーターを中心とした地域自治協議会の推進に向けた取組を継続。

取組例；①職員への啓発活動、②主要 4 団体への啓発活動、

③地区自治連合会への聞き取り調査、④地域人材発掘バンク事業ほか

<「しみんだより」への掲載>

地域自治協議会への市民の認知度上げるため「しみんだより」への掲載を依頼する。

<推進部会役員>

部会長；吉岡（大宮） 副部会長；作間（朱雀）・梅林（大安寺西）・野口（明治）

以上

令和6年度 地域課題検討部会の取組（案）

新たに令和6年度より「地域課題検討部会」を設置する。

今、直面している様々な課題を市連合会全体で協議し、解決に向けての突破口とする。

令和4年度の地区自治連合会・自治会アンケート、令和5年度の市長との意見交換会、地域課題抽出と課題解決に向けてのワークショップで出た課題等をテーマに、優先順位をつけ、協議していくこととする。

「自分たちの地域は自分たちの手で」をコンセプトに“オール奈良市民”で地域課題を検討し、解決に向けた議論を重ねることを目的とする。

<地域課題検討部会>

地域課題検討部会は、毎月の定例会内で全地区自治連合会長、相談役、ご出席の地域自治協議会会長（総じて委員と呼ぶ）および行政参加で開催する。

開催時間はおおむね30分とするが、テーマによってはその限りではない。

<部会長及び委員の役割>

部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め説明または意見を聞くことができる。また、毎月定例会で翌月のテーマを発表し、行政担当課や外部有識者などと事前打ち合わせをし、部会当日に備える。

委員は、部会で話し合った議事について、地区役員会等で自治会長などに報告し意見を求め、それを部会にフィードバックすることとする。

テーマやその解決策によっては、市連合会として行政に提言を行うこととする。

<外部有識者の招へいなどの課題解決策>

課題解決のため、テーマによっては外部より専門的有識者を部会に招へいし、講座や勉強会を開催して解決策を議論する。

必要に応じて、先進地への視察等を実施して地域課題の解決に向けた意見交換を行い、それを部会にて報告し、テーマに挙げて議論をする。

自治連合会ブロック単位での研修会や意見交換会等も適宜実施する。

また、7月7日開催予定の自治会長研修会で地域課題検討部会の取組を説明し、情報共有と意見交換を実施する。

<行政との参画協働>

市地域づくりコーディネーター・担当課を中心に地域課題の解決に向けた取組を協働して行う。地域と行政の参画協働は地域活動において最も重要であると考える。

<地域課題検討部会役員> 敬称略

部会長：池口（済美） 副部会長：河野（東登美ヶ丘）・土井（辰市）

以上

令和6年度奈良市自治連合会活動計画（2）

年	月	日	曜日	開始時間	事業内容	会場
令和6	4	3	水	午前9時30分	役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
		17	水	午後1時00分	定例会（会長選出）	市庁舎地下1階 B1会議室
		24	水	午前9時30分	新旧役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
	5	1	水	午前9時30分	役員会	市庁舎地下1階 B1会議室
		15	水	午後1時00分 午後4時00分	定例会 総会（前年度活動報告及び決算報告、監査報告、新年度役員承認、監査の選出、新年度活動計画及び予算）	はぐくみセンター9階 大講座室
				午後5時30分	懇親会	ホテル日航奈良
	6	5	水	午後1時00分 午後3時00分	役員会 地域自治協議会推進部会	市庁舎地下1階 B1会議室
		19	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室
	7	3	水	午後1時00分 午後3時00分	役員会 地域自治協議会推進部会	市庁舎地下1階 B1会議室
		17	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室
	8	7	水	午後1時00分 午後3時00分	役員会 地域自治協議会推進部会	市庁舎北棟6階 602会議室
		21	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室
	9	4	水	午後1時00分 午後3時00分	役員会 地域自治協議会推進部会	市庁舎地下1階 B1会議室
		18	水	午後1時00分	定例会 「自治連合会だより」第35号発行	市庁舎地下1階 B1会議室
	10	2	水	午後1時00分 午後3時00分	役員会 地域自治協議会推進部会	市庁舎地下1階 B1会議室
		16	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室
	11	6	水	午後1時00分 午後3時00分	役員会 地域自治協議会推進部会	市庁舎地下1階 B1会議室
		20	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室
	12	4	水	午後1時00分 午後3時00分	役員会 地域自治協議会推進部会	市庁舎地下1階 B1会議室
		18	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室
令和7	1	8	水	午後1時00分 午後3時00分	役員会 地域自治協議会推進部会	市庁舎地下1階 B1会議室
		22	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室
				午後5時00分	新年懇親会	（仮）奈良ロイヤルホテル
	2	5	水	午後1時00分 午後3時00分	役員会 地域自治協議会推進部会	市庁舎地下1階 B1会議室
		19	水	午後1時00分	定例会 「自治連合会だより」第36号発行	市庁舎地下1階 B1会議室
	3	5	水	午後1時00分 午後3時00分	役員会 地域自治協議会推進部会	市庁舎地下1階 B1会議室
		19	水	午後1時00分	定例会	市庁舎地下1階 B1会議室

※10月以降の会場は（仮）

令和6年度 奈良市自治連合会 会計予算

【収入の部】

単位：円

科 目		前年度予算額	前年度決算額	予算	備考（算定根拠）
前 年 度 繰 越 金		619,120	619,120	575,994	令和5年度から
市 交 付 金	事 業 経 費	984,000	984,000	984,000	
	人 件 費	1,000,000	999,025	1,300,000	事務局臨時職員給与・残額は市へ戻入
連 合 会 費		490,000	490,000	490,000	@10,000円×49地区
参 加 負 担 金		448,000	766,000	1,098,000	懇親会 @9,000円×66名
		448,000			新年懇親会 @9,000円×56名
雑 収 入		10	20,012	10	預金利息・徽章代等
合 計		3,989,130	3,878,157	4,448,004	

【支出の部】

単位：円

会議費	会 議 時 賄 費	55,000	57,960	57,000	定例会・役員会等会議時お茶代
	ブロック会議費	30,000	2,246	30,000	3,000×10ブロック
	総 会 ・ 懇 親 会	448,000	404,000	594,000	会場費・飲食代
	新 年 懇 親 会	448,000	376,000	504,000	会場費・飲食代
活動費	部 会 活 動 費	150,000	30,000	150,000	講師謝礼等
	研 修 費	150,000	0	150,000	視察・研修実施経費
	旅 費	20,000	6,510	20,000	市外出張旅費
広報費	連 合 会 だ よ り	600,000	607,233	608,000	印刷代・送料・宛名ラベル（35・36号発行）
	活 動 の 手 引 き	350,000	337,249	350,000	印刷代・送料・宛名ラベル（令和6年度版発行）
	地域自治協議会広報資料	120,000	90,200	120,000	広報・周知用チラシ
人 件 費		1,000,000	999,025	1,300,000	事務局臨時職員給料
労 働 保 険 料		14,000	12,489	14,000	事務局臨時職員労働保険料
通 信 運 搬 費		20,000	11,999	20,000	会議資料等送料・銀行振込手数料
消 耗 品 費		150,000	187,252	150,000	会議資料作成消耗品費等
備 品 費		0	0	0	
県自治連合会	会 費	90,000	90,000	90,000	年会費
	表 彰 式 負 担 金	40,000	40,000	40,000	表彰式負担金
	県 外 研 修 参 加 負 担 金	35,000	50,000	35,000	県外研修参加負担金（一人当たり）
弔 慰 見 舞 金		10,000	0	10,000	入院見舞金・死亡弔慰金
予 備 費		259,130	0	206,004	
合 計		3,989,130	3,302,163	4,448,004	

奈良市自治連合会会則

第1章 総則

(名称と事務所の所在地)

第1条 本会は「奈良市自治連合会」と称し、事務所の所在地を奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所内とする。

(目的)

第2条 本会は、奈良市の地区自治連合会相互の連携を図り、その中心的存在として連合体機能を発揮し、市のコミュニティ政策をはじめとする諸政策への参画と協働を実践することにより、住民が心豊かに安全に安心して暮らせる住み良い地域づくりを目指すことを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、前条の目的に賛同する地区自治連合会（以下「会員」という。）をもって組織する。

(活動)

第4条 第2条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の連携と地域活動推進に関する事。
- (2) 市行政施策に対する市民の要望、地域課題等に関する事。
- (3) 市行政との参画と協働に関する事。
- (4) 地域自治組織づくりに関する事。
- (5) 活動遂行のための調査研修ほか、本会の目的達成に必要な事項

第2章 総会

(総会)

第5条 総会は、本会の最高議決機関で毎年1回会長が招集する。ただし、必要に応じ臨時に招集することができる。

2 3分の1以上の会員から要請があれば臨時に総会を開催しなければならない。

(議事)

第6条 総会は、会員の過半数（代理出席及び委任状を含む。）の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は会長が決する。

2 会則の改廃については、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

(議決事項)

第7条 総会は、次の事項の承認等につき議決する。

- (1) 前年度の活動報告、決算報告及び監査報告
- (2) 新年度の活動計画及び予算
- (3) 新年度の役員
- (4) 監事の選出
- (5) 会則の改廃
- (6) その他、役員会において特に重要とされる事項

第3章 定例会

(定例会)

第8条 定例会は、原則として月1回開催する。

(議事)

第9条 議事は、第6条第1項の規定を準用する。

(審議事項)

第10条 定例会は、次の事項を審議する。

- (1) 会員との情報交換、連絡調整、地域活動推進に関する事項
- (2) 会員よりの要望事項、課題共有と解決に関する事項
- (3) 市自治連合会活動計画の遂行及び役員会において必要とされた事項

第4章 役員会

(役員会)

第11条 役員会は、月1回開催する。ただし、必要に応じ会長が招集する。

(議事)

第12条 役員会は、過半数（委任状を含む。）の役員の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は、会長が決する。

(協議事項)

第13条 役員会は、次の事項を協議する。

- (1) 総会（臨時総会を含む。）に付議する事項
- (2) 活動の実施、運営に関すること。
- (3) 予算の執行に関すること。
- (4) 総会及び定例会の議決により役員会に委任された事項
- (5) 定例会に諮る必要のある事項

第5章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 5名以内
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 会 計 1 名
- (5) ブロック長

2 役員は、地区自治連合会長の中から選任する。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は、総会から総会までの1年とし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでその職務を行う。

(役員の任務)

第16条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、その任務を会長が委嘱する。会長に事故あるときは、予め決めた順位により会長の職務を代行する。

3 事務局長は、事務的業務を統括する。

4 会計は、本会の会計業務を担当する。

(役員の選出)

第17条 会長の選出は、総会までに会長選出のための定例会を開催し、地区自治連合会長の中から立候補した者が所信表明を行い、出席会員による直接無記名投票で決する。

2 立候補した者がいない場合は、地区自治連合会長の中から出席会員による直接無記名投票で決する。

3 本条の投票の結果、1位が過半数に達しない場合は、1位と2位の決選投票を行う。

4 副会長、事務局長及び会計は、会長が指名する。

第6章 ブロック

(ブロック編成)

第18条 会員相互の情報連絡と連携、地域活動推進、地域課題解決のため、地区事情の類似した地区群によるブロックを別表のとおり編成する。

(ブロック長)

第19条 ブロック長は、前条のブロックごとにブロックの代表者として1名選出される。

2 ブロック長は、それぞれのブロックを統括するものとする。

3 ブロック長が会長となった場合は、同一のブロックから改めてブロック長を選べるものとする。

第7章 監事

(監事)

第20条 監事は、地区自治連合会長の中から、総会で2名選出され、この会の活動及び会計を監査する。

2 監事の任期は、総会から総会までの1年とし、再任を妨げない。

3 監事の補充は、臨時総会を開催して選出する。

4 監事は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

第8章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第21条 本会に役員とは別に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役の任期は、総会から総会までの1年とし、再任を妨げない。

3 顧問及び相談役は会長が役員会の同意を得て選任する。

4 顧問は外部からの招へいであり、相談役は会長経験者から選任される。いずれも会長の招集に応じて総会、定例会、役員会等に出席することができ、諮問に応じる。

第9章 専門部会

(専門部会)

第22条 本会の目的達成に必要な活動を行うため、重点課題について調査研究及び協議する専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置は役員会の決議による。

3 専門部会の部会長は、原則として副会長から選任される。部会長は直ちに副部会長を任命する。

4 部会長及び副部会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

5 専門部会の運営については、役員会の承認を得て独自の部会則を定めることができる。

第10章 会計

(経費)

第23条 本会の経費は、会費、交付金、その他の収入をもって充てる。

2 会費は、年間10,000円とし、年度始めに納入する。

(活動及び会計年度)

第24条 本会の活動及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11章 雑則

(雑則)

第25条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は会長が役員会に諮って決定する。

2 地区自治連合会は、原則として1小学校区1自治連合会とする。

附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

この会則は、平成22年12月15日から施行する。

この会則は、平成24年2月15日から施行する。

この会則は、平成26年10月1日から施行する。

ただし、第5章、第6章、第7章及び第8章の規定は平成27年4月1日から施行する。

この会則は、平成29年4月1日から施行する。

この会則は、令和2年5月25日から施行する。

この会則は、令和4年5月18日から施行する。

この会則は、令和5年5月24日から施行する。

ブロック名（49）		地区自治連合会名	参考 （中学校区）
1	中部Ⅰ（5）	飛鳥、済美、済美南、鼓阪、佐保	飛鳥 春日 若草
2	中部Ⅱ（4）	椿井、大宮、佐保川、大安寺西	三笠
3	南部（6）	東市、明治、辰市、帯解、精華、大安寺	都南 （春日）
4	西南部Ⅰ（7）	伏見、伏見南、西大寺北、六条校区、あやめ池 都跡、平城	伏見、京西 都跡、平城
5	西南部Ⅱ（4）	学園南、富雄南、奈良 帝塚山、学園三碓	富雄南 富雄第三
6	西北部Ⅰ（4）	登美ヶ丘、東登美ヶ丘、平城西、鶴舞	登美ヶ丘 登美ヶ丘北
7	西北部Ⅱ（4）	二名、青和、富雄、鳥見	富雄 二名
8	東部（6）	田原、柳生、大柳生、東里、狭川、月ヶ瀬	田原 興東館柳生 月ヶ瀬
9	北部（5）	神功、右京、朱雀、左京、佐保台	ならやま 平城東
10	都 都（4）	並松、吐山、都都、六郷	都都

第25条第2項の覚書

あやめ池小学校区	あやめ池地区自治連合会 学園南地区自治連合会	帯解小学校区	帯解地区自治連合会 精華地区自治連合会
興東小学校区	東里地区自治連合会 狭川地区自治連合会 大柳生地区自治連合会	都都小学校区	並松地区自治連合会 吐山地区自治連合会 都都地区自治連合会 六郷地区自治連合会
ならやま小学校区	神功地区自治連合会 右京地区自治連合会	—	—

※ 各地区自治連合会は1小学校区1地区自治連合会とするが、この会則改正前の地区自治連合会は、歴史的経緯を踏まえこの限りではない。